

内閣府大臣政務官

山下 雄平 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成30年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	稲	田	寿	久
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	下	村	佳	弘
鳥	取	県	町	村	森	安		保
鳥	取	県	町	村	川	上		守

子育て支援・少子化対策の充実について

《提案・要望の内容》

- 子育て家庭の経済的負担軽減に向けた地方独自の取り組みの成果を引き継ぎ、幼児教育無償化の導入効果を高めるため、地方に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- 保育士の確保と定着がより一層進むよう、国の責任においてさらなる処遇改善と配置基準改善を実行するとともに、保育士の離職時等における届出制度を法制化し潜在保育士の保育現場への就職・復職を促進するなど、総合的な保育士確保対策の推進を図ること。
 - 子ども・子育て支援新制度において、財源の目処が立たず、0.7兆円の範囲内では見送られた「質の改善」事項のうち、以下の項目について速やかに実現すること。
 - ・ 1歳児の保育士配置の改善（6：1⇒5：1）※当県では、平成14年から4.5：1の加配を支援
 - ・ 4、5歳児の保育士配置の改善（30：1⇒25：1）
 - 処遇改善等加算について、加算率の引上げ（平均勤続年数12年以上の新設等）を実施すること。
- 企業主導型保育事業について、保育の需要見通しに基づいた適正な整備となるよう、市町村の意見に基づき整備費の助成決定を行う仕組みを取り入れること。
- 結婚支援をはじめとした少子化対策を地域の实情に応じて積極的に展開できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の大幅な拡充や一層の運用弾力化を図ること。
- 不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けることができるように、不妊検査及び特定不妊治療を始めとする不妊治療の保険診療適用を拡大すること。

<参考>

1 鳥取県の保育料無償化の取組

平成27年9月～ 所得・年齢の制限なしで第3子以降の保育料を無償化（全国初）
 平成28年4月～ 第1子と同時在園の第2子保育料を無償化（年収約360万円未満世帯）

2 保育士の状況

① 鳥取県内の保育士等の平均勤続年数（平成29年度における処遇改善等加算の認定実績）

県内の保育所等における職員1人あたりの平均勤続年数は、11.4年となっている。職員の平均勤続年数が12年以上の施設は、全体の5割（59施設/115施設（51.3%））となっている。

平均勤続年数 (加算率※)	7年未満 (7～13%)	7～8年 (14～15%)	9～10年 (16～17%)	11～12年未満 (18%)	12～14年 (18%)	15年以上 (18%)
施設数	10	14	20	12	39	20
分布割合 (%)	8.7%	12.2%	17.4%	10.4%	33.9%	17.4%

※処遇改善等加算は、施設ごとの職員1人当たりの平均勤続年数に応じて、施設ごとに加算率が設定されている（表中の加算率は基礎分と賃金改善要件分の合計最大値）。

② 保育士と他職種との現金給与等の比較（平成29年賃金構造基本統計調査結果（厚生労働省））

	鳥取県			全国平均		
	年齢	勤続年数	年間給与額	年齢	勤続年数	年間給与額
保育士	36.6歳	7.2年	2,985千円	35.8歳	7.7年	3,421千円
全職種平均	43.0歳	12.1年	3,965千円	42.5歳	12.1年	4,912千円
差引	△6.4歳	△4.9年	△980千円	△6.7歳	△4.4年	△1,491千円

※一般労働者の男女計を記載。

※年間給与額は、「決まって支給する現金給与額」に12を乗じ、「年間給与その他特別賞与額」を加えたもの。

③鳥取県における保育士の有効求人倍率の推移（鳥取労働局）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
4月時点	0.68	0.82	1.05	1.54	1.68	2.18
10月時点	0.79	1.72	1.62	2.31	4.09	2.64

④ 本県の近年における待機児童数の推移

年度	H27	H28	H29
4月1日時点	0人	0人	0人
10月1日時点	56人	82人	116人

※4月1日時点は、平成18年度から待機児童なし

3 地域少子化対策重点推進交付金の使途拡充について

地方の実状に基づいて独自に実施している事業のうち、個別給付に関する事業等のため交付金対象とならないものについても対象となるよう制度の拡充が必要。

○現制度では交付対象とならない事業（括弧は平成30年度県当初予算額）

- ・就業規則等を整備し男性従業員に育児参加休暇・育児休業等を取得させた企業に対する奨励金（4,700千円）
- ・在宅で子育てする世帯への経済的支援等（101,476千円）
- ・出会いサポートセンターの運営費やマッチングに関する継続事業（50,904千円（※））

※今年度は倉吉センター設置という拡充事業があったため交付金対象（補助率1/2）となったが、通常の運営費は交付金対象外

【参考】地域少子化重点推進交付金を活用している事業（抜粋）

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・少子化アンケート実施事業 | 2,000千円【交付率1/2】 |
| ・企業子宝率調査事業 | 2,307千円【交付率1/2】 |

4 鳥取県の不妊治療費助成制度について

① 特定不妊治療費助成

[国基準]

助成回数：6回（ただし、初回治療が40歳以上の場合は3回。妻の年齢が43歳以上は対象外）

助成額：採卵を伴う治療 175,000円（うち単県上乗せ25,000円）

採卵を伴わない場合 87,500円（うち単県上乗せ12,500円）

※初回治療の場合300,000円を上乗せ助成。男性不妊治療が伴う場合、上限150,000円上乗せ助成。

[県単独]

国基準を上回る治療回数について単県で78,000円/回を上乗せし助成（H25.7から実施）

助成回数：6回（ただし、初回治療が40歳以上の場合は3回。なお妻の年齢が43歳以上の場合はH28年度治療開始者のみ3回まで助成）

② 人工授精助成（単県補助制度）

保険適用外の人工授精に要した経費のうち自己負担額の1/2を、1年度当たり10万円まで、通算2年度まで助成。

③ 不妊検査費助成（単県補助制度）

不妊症の診断を行うために、医師が必要と認めた保険適用外の検査に要した費用の1/2（上限：13,000円まで）を、1夫婦あたり1回に限り助成する。

※法律上の婚姻から3年以内の夫婦が検査開始から1年間に要した費用を対象

手話言語法の制定について

《提案・要望の内容》

○ろう者の一層の自立と社会参加のため、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境をつくるよう、手話言語法を制定すること。

1. 手話言語法の制定に期待すること

- 手話が言語であることが認められることにより、次のような社会の実現が図られる。
 - (1) 手話の教育環境が整備され、ろう児やその保護者が手話に関する正しい情報を得るとともに、手話を習得することなどができる社会
 - (2) ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションをとることができる社会

2. 「手話を広める知事の会」の設立と全都道府県の加入

- 手話言語を全国に一層広げるため、平成28年7月21日に「手話を広める知事の会」を設立した。
知事有志が力を合わせ、手話という聴覚障がい者の重要なコミュニケーション手段に対する社会的認知を高め、普及を図っていくための取組を推進。

- ・設立日 平成28年7月21日
設立にあたり、同日、参議院議員会館にて、「手話を広める知事の会」設立イベント、手話言語フォーラムを開催。
- ・目的 手話言語を全国に広げ、手話言語法の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。
- ・会員 本会の趣旨に賛同する都道府県知事。
⇒平成29年10月13日に全都道府県が加入。

- 平成29年11月7日、平成30年4月25日に東京で手話言語フォーラムを開催し、手話言語法の制定に向けて取り組んでいくことを宣言。

<参考>

①鳥取県手話言語条例の制定

- 平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。
- 手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- 可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会に集結。



②全国自治体における手話言語条例の制定

- 「鳥取県手話言語条例」制定後、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県、千葉県、三重県、愛知県、秋田県、山形県、大阪府、奈良県、和歌山県、新潟県、石川県、京都府、福井県、静岡県、北海道、岐阜県、富山県及び北海道石狩市などで同様の条例が制定されている。(平成30年6月26日現在 22道府県157市区町 計179自治体)

③手話言語法制定を求める意見書の採択

- 手話言語法制定を求める意見書が、全国全ての都道府県と市区町村の地方議会で採択され、採択率100パーセントを達成。手話言語法制定を求める国民の願いが集結した。

④「全国手話言語市区長会」の設立

- 全国の市区長によるネットワーク「全国手話言語市区長会」が、平成28年6月8日に設立された。相互の連携・協力、情報交換等を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加の実現を目指すもの。
現在、460を超える市区長が入会している。